

社会保障審議会企業年金部会
山崎泰彦 部会長 殿

厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会
委員長 森戸英幸

厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会の開催状況
(平成26年4月1日～9月30日)に関する報告書

厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会運営規則第15条の規定に基づき、以下のとおり報告いたします。

1 特例解散の手続き

年金給付等積立金が最低責任準備金を割り込む、いわゆる代行割れ基金が解散するに当たり、責任準備金相当額の減額や責任準備金相当額の納付猶予を認める特例措置が昨年6月に成立した公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。）で法定されました。

こうした特例措置を講じて解散する「特例解散」は、一定の要件を満たすことにより、厚生労働大臣が認定又は承認することとされており、厚生労働大臣が当該承認等を行う場合は、厚生年金本体との公平性を保つ観点から社会保障審議会の意見を聴くことが法定されました。

2 専門委員会の設置

平成26年3月18日に開催された第3回社会保障審議会企業年金部会（以下「部会」という。）において、部会に、平成25年改正法において社会保障審議会の権限に属せられた事項について調査審議するための専門委員会として、厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置することとされました。専門委員会は、厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会運営規則第15条に基づき、その運営状況について定期的に部会に報告することとされました。

3 専門委員会の開催状況

平成25年改正法が平成26年4月1日から施行され、同日から平成26年9月30日までの間に、専門委員会を計5回開催し、延べ19件の審査を行い、うち18件について特例解散の承認が妥当と判断しました。各回の議事概要は以下のとおりです。

(1) 第1回委員会（平成26年5月27日開催）

6件が付議され、いずれも特例解散の承認が妥当と判断されました。

納付猶予期間の妥当性を判断するには、収支状況、貸借対照表・損益計算書、キャッシュフローの情報が不可欠であり、その上で、猶予期間が長期にわたるものについては、これらの情報に即して妥当性を確認の上、必要な場合には納付期間の短縮を促すことが必要との意見がありました。

(2) 第2回委員会（平成26年6月20日開催）

4件が付議され、いずれも特例解散の承認が妥当と判断されました。

納付計画を提出していない事業所の事業主に対し、納付計画を提出することにより特例措置を受けることができることを説明した上で提出を促すことが必要との意見や、収支状況、貸借対照表・損益計算書、キャッシュフローの情報から、納付猶予期間が長すぎると思われる事業所については、個別に短縮を促すことが必要との意見がありました。

(3) 第3回委員会（平成26年7月22日開催）

5件が付議され、5件のうち4件について、特例解散の承認が妥当と判断されました。

残りの1件については、現行の基金に対する掛金額と比較して、一人当たり負担額が著しく大きくなっている事業所の事業主について、当該負担額の納付が可能であることの疎明や、基金に対する掛金を滞納している事業所から、納付計画に基づく納付を適切に履行する旨の疎明を求めることが必要との意見があり継続審議とされました。

このほか、設立事業所の従業員を他の事業所に転籍させるケースが見受けられ、それにより責任準備金相当額の負担額が少なくなる場合には、報酬按分や加入員人数按分によらず、他の計算方法を用いることで、各事業所から基金解散に向けての合意を得やすくなる場合もあるとの意見がありました。

(4) 第4回委員会（平成26年8月22日開催）

第3回委員会で継続審議とされた1件が付議され、特例解散の承認が妥当と判断されました。

猶予期間が長期にわたるものについては、収支状況、貸借対照表・損益計算書、キャッシュフローの情報に即して妥当性を確認の上、必要な場合には納付期間の短縮を促すことが必要との意見や、基金に対する掛金を滞納している設立事業所に対し当該滞納額の速やかな解消を促すとともに、基金に対して適切に滞納処分を実施するように促すこ

とが必要等との意見がありました。

(5) 第5回委員会（平成26年9月24日開催）

3件が付議され、いずれも特例解散の承認が妥当と判断されました。

健全化法で定められた責任準備金相当額の算定方法に関する事、不足金の事業主の負担方法の合理性に関する事等について議論しました。

なお、今回の報告の対象としていませんが、第6回の委員会が平成26年10月24日、第7回の委員会が平成26年11月17日に開催されていることを付け加えます。今後の専門委員会については、当面は月に一度を基本としつつ、必要に応じて開催していくこととし、その状況については原則として6か月ごとに部会に報告することとします。

以上